社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第五十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項において準用する第三十六条第二項並びに精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「九千六百円」を「五千五百八十円」に改め、同条第二項中「一万二千五百円」を「一万六百五十円」に改める。

第十四条中「（法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万千五百円」を「九千七百五十円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　直人

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第五十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の二第一項、第百一条及び第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項及び第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項（同法第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項（同法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項において準用する同法第五十一条第二項及び同法第六十一条の二第二項において準用する同法第六十一条第二項並びに社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二を次のように改める。

第三十三条の二　法第四十三条の二第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）

二　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）

三　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

第三十六条中「三十五万円と」を「三十九万円と」に改め、同条ただし書中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第六条中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三十五万円と」を「三十九万円と」に改め、同条ただし書中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

附則第三条第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第四条中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中「三十五万円と」を「三十九万円と」に改め、同条ただし書中「三十五万円」を「三十九万円」に改める。

附則第三十四条の四第一項中「平成二十三年三月まで」を「平成二十四年三月まで」に改める。

附則第三十四条の五中「平成二十三年七月三十一日まで」を「平成二十四年七月三十一日まで」に改める。

附則第三十四条の六を削る。